大阪市待機児童解消特別チーム会議（第23回）

日時：令和７年８月29日（金曜日）15時～16時30分
場所：大阪市役所５階　大応接室

1.　開　会

2.　チームリーダー（市長）あいさつ

3.　議事

（１）　保育所等利用待機児童数(令和７年４月１日現在)について

資料２

①　保育所等の利用待機児童数
②　就学前児童数・保育ニーズの推移
③　これまでの待機児童対策の取組
④　新規利用申込み数等年齢別内訳

（２）　集中取組期間における保育施設等整備について

資料３

①　待機児童対策の集中取組期間(令和６年度・令和７年度)の背景と目標及び結果
②　集中取組期間１年目（令和６年度）の取組実績
③　集中取組期間２年目（令和７年度）の取組状況

（３）　保育施設等の新規施設整備について

資料４

①　新規施設募集に対する応募状況
②　令和７年度実施中の応募促進策
③　補助金・助成金を使用した応募の状況

（４）　既存民間施設を活用した、入所枠確保対策について

資料５

（５）　保育人材確保の取組みについて

資料６

①　保育人材確保対策事業の執行状況
②　保育人材確保対策事業に関するアンケート調査結果（令和７年度実施）
③　本市の民間保育施設における職員数の状況
④　保育士の現状について
⑤　保育士養成校の状況

（６）　保育所等における障がい児の受入れについて

資料７

①　障がい児の待機児童数の推移
②　待機児童解消に向けた令和６年度と今後の取り組み内容

（７）　こども誰でも通園制度の現状と今後について

資料８

①　こども誰でも通園制度の実施状況
②　こども誰でも通園制度の本格実施に向けたスケジュール
③　こども誰でも通園制度の施設数増加に向けた取組

（８）　保育料無償化について

資料９

①　第２子保育料無償化等による影響
②　第１子保育料無償化を実施した場合の保育ニーズ率の増加について
③　第１子保育料無償化にあたって注視すべき項目の動向等について

〔本編資料〕

資料１	大阪市待機児童解消特別チーム委員名簿	P1
資料２	保育所等利用待機児童数（令和７年４月１日現在）の状況について	P2～P5
資料３	集中取組期間における保育施設等整備について	P6～P9
資料４	保育施設等の新規施設整備について	P10～P17
資料５	既存民間施設を活用した、入所枠確保対策について	P18～P21
資料６	保育人材確保の取組みについて	P22～P26
資料７	保育所等における障がい児の受入れについて	P27～P28
資料８	こども誰でも通園制度の現状と今後について	P29～P31
資料９	保育料無償化について	P32～P37

〔参考資料〕

参考資料１	大阪市待機児童解消特別チーム設置要綱
参考資料２	大阪市の保育所等利用待機児童の状況について
参考資料３	各区の保育所等整備状況【令和６年度】
参考資料４	各区の開所時期別内訳
参考資料５	各区の保育所等整備状況【令和７年度】

資料１

大阪市待機児童解消特別チーム 委員名簿

令和7年8月29日

役割	所属等	氏名
チームリーダー	市長	横山　英幸
サブリーダー	副市長	山本　剛史
委員	福島区長	工藤　誠
	北区長	寺本　譲
	中央区長	松田　彰久
	西区長	三村　浩也
	淀川区長	古川 吉隆
	東淀川区長	武富　康彦
	こども青少年局長	佐藤　充子
	こども青少年局幼保施策部長	板橋　清訓

（1） 保育所等利用待機児童数（令和７年４月１日現在）の状況について

資料２

① 保育所等の利用待機児童数（令和７年４月１日現在）

区分			令和７年	令和６年	増▲減
（A）	新規利用申込数		14,840	14,058	782
（B）	利用決定児童数		11,900	11,267	633
	転所希望 （※１）		412	340	72
（C）	利用保留児童数 （A）－（B）		2,528	2,451	77
（D）	待機児童から除外するもの	一時預かり等対応幼稚園	23	22	1
		企業主導型保育事業	154	172	▲ 18
		育休中 （※２）	767	1,080	▲ 313
		求職活動休止中	229	208	21
		特定保育所希望等 （※３）	1,355	967	388
（E）	待機児童数 （C）－（D）		0	2	▲ 2

就学前児童数	106,037	108,763	▲ 2,726
保育所等在籍児童数	56,168	55,389	779

（単位：人）

(※１)転所希望　保育所等利用者のうち、転所の申込をおこなったが、現施設を継続利用するもの
(※２)育休中　4月1日現在において育休を取得しているもののうち、調査日時点で復職の意思がないことが確認できたもののみ除外
(※３)特定保育所希望等　調査日時点での他に利用可能な保育所等の情報提供の有無及び希望状況により判定する

② 就学前児童数・保育ニーズの推移（各年４月１日現在）

就学前児童数は年々減少。保育ニーズ（在籍児童数＋利用保留児童数）は**ここ数年ほぼ横ばいだったが、増加に転じつつある。**

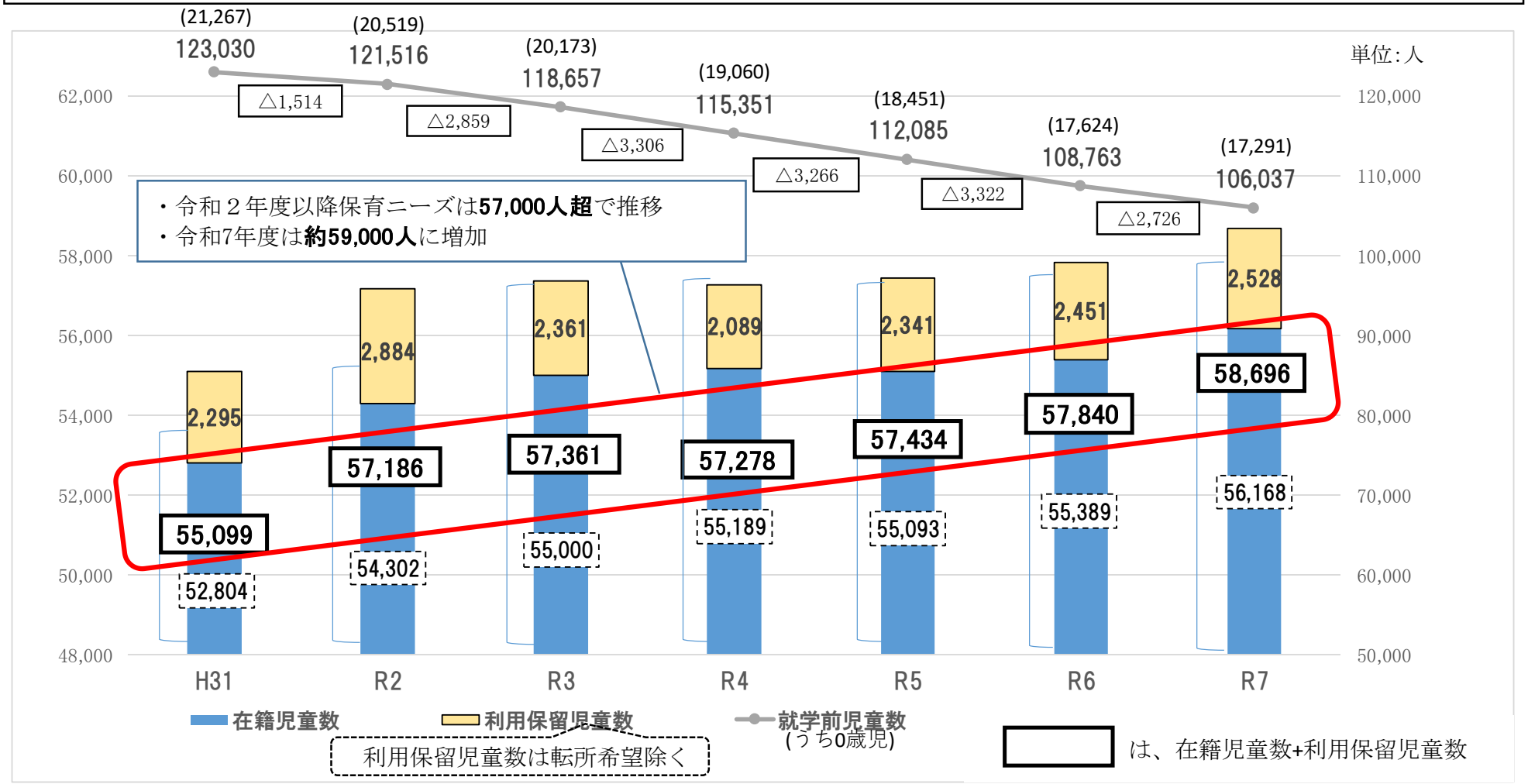

③　これまでの待機児童対策の取組（整備・人材確保・障がい児受入促進）

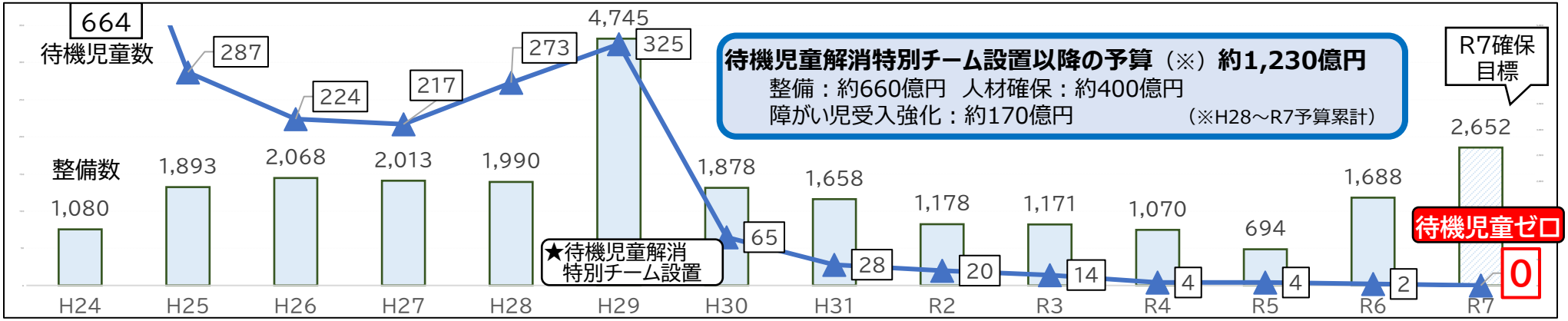

待機児童解消特別チーム設置以降の予算（※）約1,230億円
整備：約660億円　人材確保：約400億円
障がい児受入強化：約170億円　（※H28～R7予算累計）

H24以降の取組～

★H28.7待機児童解消特別チーム設置以降の取組～
市長をリーダーとし「**あらゆる手法を用いて解消をめざす**」

R6・R7 集中取組

整備

- **保育所設置可能な法人の拡大**
  社会福祉法人に限定していた事業者を、株式会社等に拡大し公募を実施
- **保育所等の居室面積基準緩和特例措置の活用**
  全国で本市のみが実施

- **市区庁舎等公有財産を活用した施設整備**
  区役所庁舎内・市営住宅の空き室等に小規模保育施設等を整備
  市有地(未利用地)等を活用し認可保育所を整備
- **土地オーナーに固定資産税10年相当額助成**
- **保育送迎バス事業の実施**
- **大規模マンションへの保育施設設置の事前協議の義務化など**
- **期間限定保育の実施**
  新規開設施設の空き等を活用し、１歳児を２年間保育
- **都市公園を活用した保育所整備**
- **応募のない都心部における応募促進策**
  高額な建物賃料に対応した補助の創設
  高額化する工事費に対応した補助金額の引き上げなど

待機児童解消の集中取組
前年比約２倍の予算
R5予算:102億円
➡R6予算:203億円
R7予算:228億円

- **整備**
  整備目標数の大幅引き上げ
  補助対象エリア・補助額の拡充など
- **保育人材確保**
  離職を防止し、労働条件を改善するための新たな補助事業
  - 保育士定着支援事業（勤続年数に応じた一時金の支給）
  - 週休2日制導入促進
  - ０歳児途中入所対策事業（０歳児入所枠確保）
  - １歳児保育対策事業（保育士加配）

人材

- **１歳児保育特別対策費の見直し**
  保育士配置基準を市独自の児童５人に対し保育士1人から、国基準の児童６人に対し保育士１人へ見直し

- **様々な保育人材確保策を実施**
  「保育士・保育所等支援センター」の設置
  保育士等の就職支援や求人の支援を行う
  保育士への直接支援
  潜在保育士就職支援貸付
  保育士宿舎借り上げ支援事業（法人への賃借料補助）
  保育士のこどもの保育所優先入所　など
- **保育士の負担軽減・働き方改革に対する支援など**
  働き方改革推進事業
  （有給休暇取得、研修受講のための加配）
  保育体制強化事業
  （給食配膳など保育士の周辺業務）
  保育所におけるICT化の促進のための補助 など

障がい

- **障がい児の受け入れ促進**　・保育士等の人件費補助（R2単価アップ）　・物品購入費も補助対象に（R2より）
  ・医療的ケア児対応看護師の人件費も補助対象に（R3より）　など

④　新規利用申込み数等年齢別内訳

令和７年４月１日現在　年令別内訳

区　分		令和７年度					令和６年度からの増減				
		０歳児	１歳児	２歳児	３～５歳児	合計	０歳児	１歳児	２歳児	３～５歳児	合計
（A）　新規利用申込数		3,533	6,904	2,248	2,155	14,840	129	424	102	127	782
（B）	利用決定児童数	3,097	5,215	1,751	1,837	11,900	193	219	150	71	633
	転所希望	4	100	162	146	412	0	38	8	26	72
（C）	**利用保留児童数**　（A）－（B）	**432**	**1,589**	**335**	**172**	**2,528**	▲ 64	167	▲ 56	30	77
（D） 待機児童から除外するもの	一時預かり等対応幼稚園	0	7	2	14	23	0	7	2	▲ 8	1
	企業主導型保育事業	13	91	39	11	154	▲ 3	▲ 4	▲ 13	2	▲ 18
	育休中	237	491	34	5	767	▲ 118	▲ 185	▲ 10	0	▲ 313
	求職活動休止中	22	142	48	17	229	6	36	▲ 12	▲ 9	21
	特定保育所希望等	160	858	212	125	1,355	52	314	▲ 23	45	388
（E）	**待機児童数**　（C）－（D）	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	▲ 1	▲ 1	0	0	▲ 2
（参考）在籍児童数		3,190	9,538	10,970	32,470	56,168	201	169	78	331	779

※　新規利用申込は前年度より782人と大きく増加したが、施設整備等の効果もあり、
利用決定児童数も633人と大きく増加し、その結果在籍児童数は779人増となった。
また、利用保留児童は0～2歳児に多く、特に1歳児は全体の6割を超えている。

（2） 集中取組期間における保育施設等整備について

資料３

① 待機児童対策の集中取組期間（令和６年度・令和７年度）の背景と目標及び結果

○ 背景 （保育ニーズが増加する要因）

1 就業者数の増加

コロナ禍後の景気回復や万博開催等による雇用状況改善等

大阪府の就業者数（15～64歳）

単位：千人

	R3	R4	R5	R6
就業者数	4,584	4,591	4,641	4,737
うち女性（25～44歳）	753	768	798	817

出典：労働力調査地方集計結果 大阪の就業状況 4～6月期平均（大阪府総務部統計課）

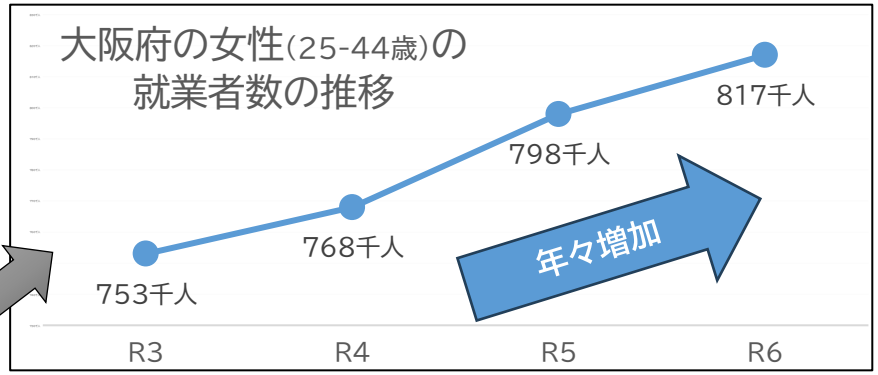

2 大規模マンションの建設による子育て世帯の流入

令和7年8月以降の大規模マンション竣工予定状況（令和7年8月22日現在）

竣工予定状況	北区	中央区	福島区	他15区	計
件数	10	10	5	34	59
戸数※	2, 918	1, 239	1, 384	5, 094	10, 635

※子育て世帯が入居可能な戸数

3 第2子保育料無償化による保育ニーズの増加

令和6年9月より多子世帯の児童のカウント方法変更と第2子保育料の無償化を実施

これらの保育ニーズに対応できるよう、令和6・7年度の2年間を待機児童対策の集中取組期間に設定（第20回（R5.12.4））

○ 目標及び結果

集中取組期間1年目(令和6年度)

目標：3,084人分の入所枠確保　➡ 結果：1,688人分（**目標の約55%**）

例年以上に高い目標であったため、届きはしなかったものの、例年以上の整備を実施

注）詳細については、次頁の資料４「集中取組期間１年目（令和６年度）の取組実績」参照

集中取組期間2年目(令和7年度)

目標：2,652人分の入所枠確保

集中取組期間１年目（令和６年度）の未整備分に加えて、第２子保育料無償化等で今後も当面確実に増加が見込まれる保育ニーズへの対応分を算出

現在の状況：840人分（**目標の約32%**）　（令和７年８月22日現在）

↳ 達成率が低いので、期間を延長して追加募集を実施中

注）詳細については、P9「集中取組期間２年目（令和７年度）の取組状況」参照

② 集中取組期間１年目（令和６年度）の取組実績

○令和６年度整備実績　＜令和６年度予算・選定ベース＞

目　　標			選定状況		
3,084人			1,688人		
内訳	認可保育所等	30か所　2,416人	内訳	認可保育所等	12か所　1,050人
	地域型保育事業所	32か所　608人		地域型保育事業所	10か所　155人
	認定こども園	2か所　60人		増改築	2か所　29人
				認定こども園	21か所　454人

目標の約55%

（参考）Ｒ５　目標：896人
→実績：694人（約77%）

幼稚園からの移行　8か所
保育所からの移行　13か所

○保育所等開所状況　＜開所時期別＞

R6.4.2～R7.4.1 開所
1,195人

R7.4.2～ 開所
781人＋α人

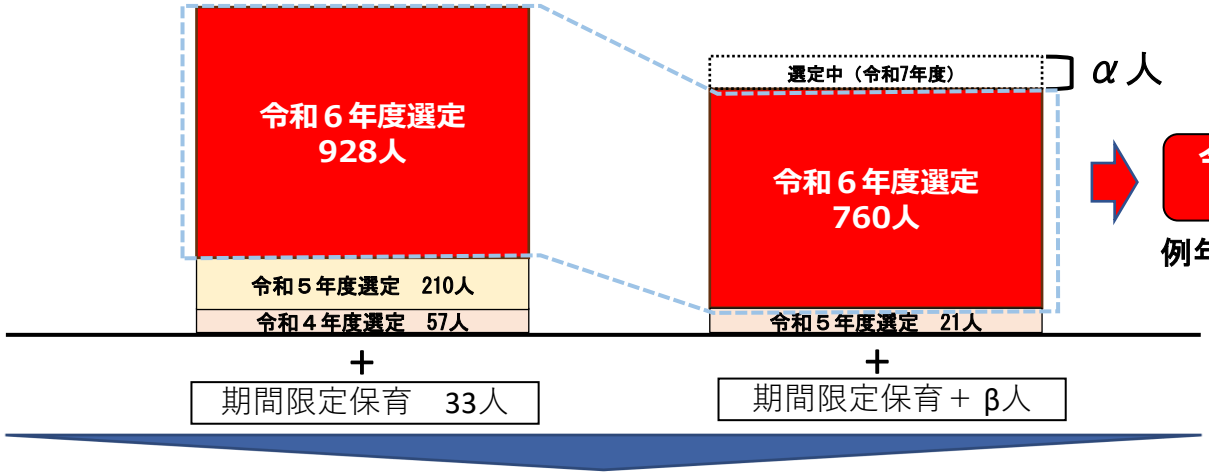

令和６年度実績
1,688人
例年以上の入所枠を確保

令和6年4月2日～令和7年4月1日の開所では1,195人＋33人分の入所枠を確保

③　集中取組期間２年目（令和7年度）の取組状況

○　令和7年度の保育事業者選定状況　＜令和7年度予算･選定ベース＞

（令和７年８月22日現在）

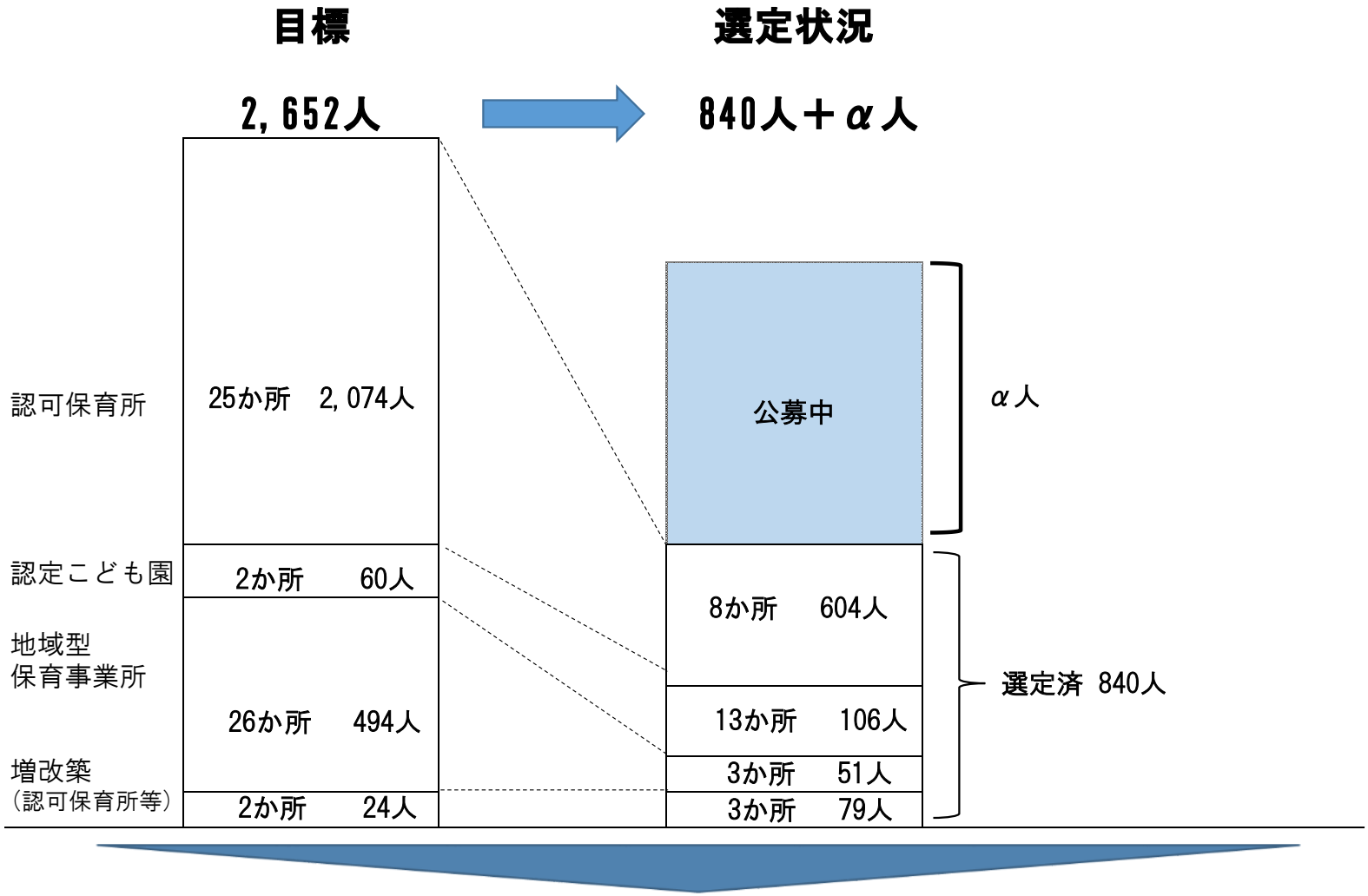

現時点での保育事業者選定状況は目標の約32%

（3） 保育施設等の新規施設整備について

（令和7年8月22日現在）

資料４

① 新規施設募集に対する応募状況

※応募は延べ数・また令和7年度は応募期間中のため、応募数増加の可能性あり

認可保育施設

No	区名	R4 募集数	R4 応募数	R5 募集数	R5 応募数	R6 募集数	R6 応募数	R7 募集数	R7 応募数
1	北区	2	3	2	0	3	3	3	2
2	都島区	1	2			1	2		
3	福島区	1	0	1	0	1	0	2	0
4	此花区								
5	中央区	3	6	3	5	4	4	2	1
6	西区	1	2			2	2	2	2
7	港区			1	2				
8	大正区								
9	天王寺区	3	6	1	1	3	2	2	1
10	浪速区							1	0
11	西淀川区	1	1	1	2	2	1	1	1
12	淀川区					6	7	3	2
13	東淀川区							4	3
14	東成区							2	1
15	生野区			1	3				
16	旭区								
17	城東区							1	1
18	鶴見区	1	3						
19	阿倍野区					1	1	1	2
20	住之江区								
21	住吉区					1	1		
22	東住吉区					2	1	1	1
23	平野区								
24	西成区								
	総計	13	23	10	13	26	24	25	17
	応募/募集	177%		130%		92%		68%	

令和６・７年度は集中取組期間とし、補助の拡充等さらなる応募促進策を実施

集中取組期間１年目(R6)は応募数が増加し、効果が出たが、
２年目(R7)になり、応募割合・応募数とも減少している

※大規模マンション分除く

② 令和７年度実施中の応募促進策

全体像

●確保困難な土地・物件への対応

高額な建物賃料への対応
１.民間保育所高額賃借料補助

比較的小さな物件でも保育施設整備可能に
５.都心部における認可定員の引き下げ
（定員50人以上➡定員30人以上）

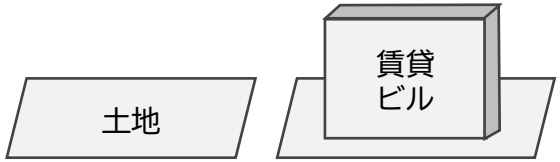

物件オーナーへの働きかけ
２.固定資産税等相当額の助成
（固定資産税10年相当額を土地所有者に助成）
３.不動産活用による保育施設整備マッチング事業
（土地所有者と保育事業者のマッチング）

保育事業者

物件オーナー

●高額な工事費への対応

高騰する工事費への対応
改修費等の整備補助金の拡充

例：賃貸物件の改修補助金額の引き上げ（令和２年度）

定員	補助基準額
50人～	3,200万円

➡

定員	補助基準額
30～59人	5,500万円
60人～	１億円

●大規模マンション建設による就学前児童増加への対応

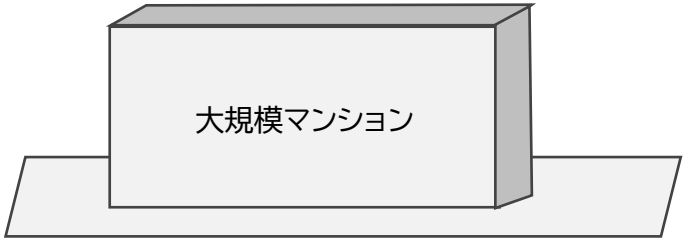

物件オーナーへの働きかけ
４.大規模マンションへの保育施設設置の事前協議
（建設計画が固まる前の段階で、建築主と大阪市との間における保育施設等の整備に関する協議を義務付ける条例を制定）

物件オーナー

1　民間保育所高額賃借料補助（令和2年度より実施）

賃貸物件による保育所整備の場合、開設後の建物借料が公定価格における賃借料加算額(※1)の3倍を超える施設に対し、建物借料と賃借料加算額との差額の一部を5年間、1,125万円/年補助。なお、都心部については補助額及び補助期間を上乗せ。

※１保育所等への給付費における加算の一つ

	令和２～５年度	
対象地域	【都心部】北・中央	左以外
補助上限	**1,650万円**/年	1,125万円/年
補助期間	５～**１５年間**	５年間

都心部を拡充 →

令和６年度～
北・中央＋**７区(※２)**
2,145万円/年
５～**２０年間**

※２　上乗せ地域の拡充
都島・福島・西・天王寺
浪速・淀川・阿倍野

北・中央等の都心部の補助金額・補助期間のさらなる拡充

年度		補助対象物件での応募率 B／A	全応募数 A	うち補助対象物件 B＝C＋D	建物賃貸 C	建て貸し方式※ D
R5		30.8%	13	4	4	0
R6		54.2%	24	13	6	7
	うち さらなる拡充９区	61.9%	21	13	6	7
R7		58.8%	17	10	2	8
	うち さらなる拡充９区	100.0%	10	10	2	8

※：土地所有者が自ら建物を建て保育事業者へ賃貸

効果　**令和6年度以降、応募の半数以上が、当補助金を使用。応募が減少傾向の中で、当補助金があることにより、一定の応募数を確保できている。**

２　土地オーナーに対する助成（固定資産税等相当額の助成）　（平成29年度より実施）

土地所有者が保育所用途で直接土地を賃貸する場合、その土地にかかる固定資産税等相当額の10年分を土地所有者に一括補助

年度		補助対象物件での応募率 B／A	全応募数 A	うち補助対象物件 B＝C＋D	土地賃貸 C	建て貸し方式 D
H28		21.4%	28	6	6	—
H29	制度創設	80.5%	41	33	33	—
H30		57.1%	7	4	4	—
H31	制度拡充 （建て貸し方式も対象へ）	84.2%	19	16	16	0
R2		85.7%	28	24	18	6
R3		75.0%	40	30	23	7
R4		45.8%	24	11	8	3
R5		46.2%	13	6	6	0
R6		75.0%	24	18	10	8
R7		76.5%	17	13	5	8

効果	コロナ禍以降のインバウンド需要回復等により、土地の新規取得が困難になる中で、借地を活用した保育施設整備を促す本補助は効果がある。

３　不動産活用による保育施設整備マッチング事業（令和３年度より実施）

保育需要の多い地域及び利便性の高い地域での保育施設の整備を促進するために、保育施設への活用を望む物件所有者のニーズと、保育所に適した物件を探している保育事業者のニーズをつなぐ事業

【イメージ図】

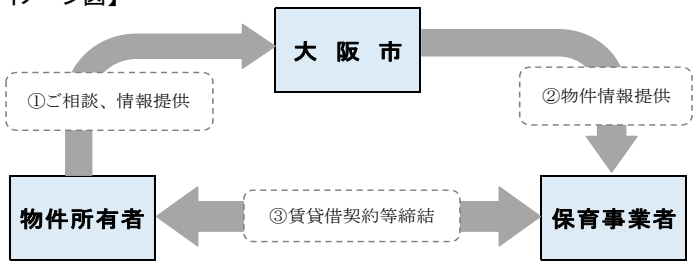

年度	相談件数	物件登録件数			応募数	成立数
			土地	建物		
R3　事業開始	6	0	0	0	0	0
R4	7	2	2	0	0	0
R5	3	1	1	0	0	0
R6	7	1	1	0	7	1
R7	6	2	2	0	3	0
計	29	6	6	0	10	1

本事業開始以来、物件登録など事業の活用は進んでいる

昨年度、初めてマッチングが成立し、応募・選定され、保育施設整備につながった

今後も本事業の周知に努め、保育施設整備につなげていく

４　大規模マンションへの保育施設設置の事前協議義務化及びマンション住民の優先入所

- 大規模マンションを建設しようとする者が、建設計画が固まる前に建設概要の事前届出を行い、**保育所整備の協議を義務化**（平成30年4月１日条例施行）
- 条例に基づき大規模マンション内に設置される保育施設等について、**マンション住民の優先入所制度**を構築（要綱を制定）　保育施設等の開設後5年間限定
- 市長の名代として、**区長がマンション事業者に保育施設整備を要請**
  （定員50人以上の保育施設の整備を要請する場合）

■協議等の状況（令和7年8月22日現在）

協議届出件数	本市の保育施設設置要請状況		マンション事業者の対応		うち区長要請
145	あり	107	**要請に協力**	**7**	4
			要請への対応は不可	99	8
			回答待ち	1	0
	なし	37	―		―
	手続き中	1			

子育て世帯戸数	協議数
0～69	10
70～200	105
201～400	21
401～600	3
601～	6

要請に協力した７事業者のうち、**４事業者が運営開始済**

①北区大淀南　（認可保育所分園　・定員20人）
②中央区備後町　（認可保育所　・定員60人）
③東淀川区下新庄　（小規模保育事業所・定員19人）
④北区大深町　（認可保育所　・定員45人）R7.4～運営開始
⑤天王寺区大道　令和８年４月予定（小規模保育事業・定員19人）
⑥淀川区十三東　令和８年５月予定（小規模保育事業・定員19人）
NEW ⑦福島区鷺洲　令和12年２月竣工後（認可保育所・定員70人）

運営開始済
運営開始予定

５　都心部における応募促進策

保育所に適した土地・建物の確保が困難な都心部における対策

■都心部（北区・中央区・福島区）に限り、認可保育所の補助対象定員の下限引き下げ（50人以上→30人以上）

・令和６年８月から北区・中央区に加え**福島区も対象に追加**

■賃貸物件を活用した保育所等整備について、高額な建物賃借料に対応した補助の実施（再掲）

令和２～５年度	→	令和６年度～
北･中央		北･中央＋**福島ほか６区**
１,６５０万円/年		**２,１４５万円/年**
５～**１５年間**		５～**２０年間**

【都心部（北区・中央区・福島区）における認可保育所の一般公募応募状況】

(単位：か所)

	北区			中央区			福島区		
	公募数	延べ応募数	うち定員30～49人	公募数	延べ応募数	うち定員30～49人	公募数	延べ応募数	うち定員30～49人
R2	5	**7**	**1**	3	**2**	**2**	1	**0**	
R3	5	**10**	**1**	3	**7**	**3**	1	**0**	
R4	2	**3**	**1**	3	**6**	**2**	1	**0**	
R5	2	**0**	**0**	3	**5**	**3**	1	**0**	
R6	3	**3**	**2**	4	**4**	**0**	1	**0**	**0**
R7	3	**2**	**0**	2	**1**	**0**	2	**0**	**0**

令和６年８月より福島区も補助対象定員引き下げ

北区･中央区については応募促進策が応募につながっているが、福島区については応募がない状況が続いており、引き続き丁寧な周知を図っていく。

③　補助金・助成金を使用した応募の状況

土地・建物の所有形態別（自己所有・賃貸）**の応募数**（大規模マンション除く）

年度	募集数	延べ応募数					応募/募集
		建物：保育事業者が建設（自己所有建物）		建物を賃貸			
				通常の賃貸	建て貸し		
		土地:自己所有	土地：借地	－			
令和４年度	13	2	8	10（9）	3（3）	23（12）	177%
令和５年度	10	0	6	7（4）	0	13（４）	130%
令和６年度	26	1	10	5（5）	8（８）	24（13）	92%
令和７年度	25	2	5	2（2）	8（８）	17（10）	68%

※　（　）民間保育所高額賃借料補助の対象

補助・助成制度

施設建設への補助	○	○		
施設建設への補助（借地での加算）		○		
建物内装改修への補助			○	○
給付費（賃借料加算）			○	○
民間保育所高額賃借料補助			○	○
固定資産税等相当額助成		○		○

多くの補助が当たる建て貸しについては一定の応募数が確保できている

【保育事業者の声】
高額賃借料補助があるので、物件が確保できる。これがなければ確保困難

効果	事業者に確認したところ、様々な助成制度があり物件が確保できたとの声もあり、今後も継続した取り組みが必要。 一方で、そもそもの土地・建物が不足しているという声もあがっており、今後も引き続き各応募促進策を検証していく必要がある。

（4） 既存民間施設を活用した、入所枠確保対策について

資料５

全体像

●保育所等の空き室等を活用

保育所等の空き室等を利用した１歳児等の受入
1. 期間限定保育

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
👤	👤	👤	👤		

例）新設開設施設は当初４・５歳等が入所せず空き室がある

●幼稚園の活用

幼稚園に保育の受入枠（※０～５歳）を設定
2. 私立幼稚園の認定こども園移行促進
※0～２歳の保育受入枠の設置は任意

	0歳	1歳	2歳（満3歳）	3歳	4歳	5歳
教育枠			幼稚園			
保育枠	認定こども園移行			認定こども園移行		

幼稚園に保育の受入枠（※１～２歳）を設定
3. 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の実施
※１歳の実施は任意

	0歳	1歳	2歳（満3歳）	3歳	4歳	5歳
教育枠			幼稚園			
保育枠		一時預かりⅡ				

●地域型保育事業の活用

０～２歳児を対象とする地域型保育事業所の活用
4. 地域型保育事業所における連携施設確保（撤退防止対策）
※ R11年度末まで経過措置とされている認可要件の連携施設確保が必要

1　期間限定保育の実施状況（平成31年度制度開始）

＜期間限定保育実施状況＞　（R7.8月時点）

R7		R6	R5	R4	R3	R2	H31
利用可能人数	利用児童数	利用児童数	利用児童数	利用児童数	利用児童数	利用児童数	利用児童数
33人	32人	15人	19人	27人	6人	10人	38人

147人（14区・24施設）

待機児童が多い１歳児の受入枠を確保するため、保育室の空き等を活用し、１歳児を対象に最大２年間の保育を実施

期間限定保育により、平成31年度から７年間で１歳児147人を受入れ

毎年一定数の1歳児の入所枠を確保できる期間限定保育は、今後も継続が必要

2　私立幼稚園の認定こども園移行促進

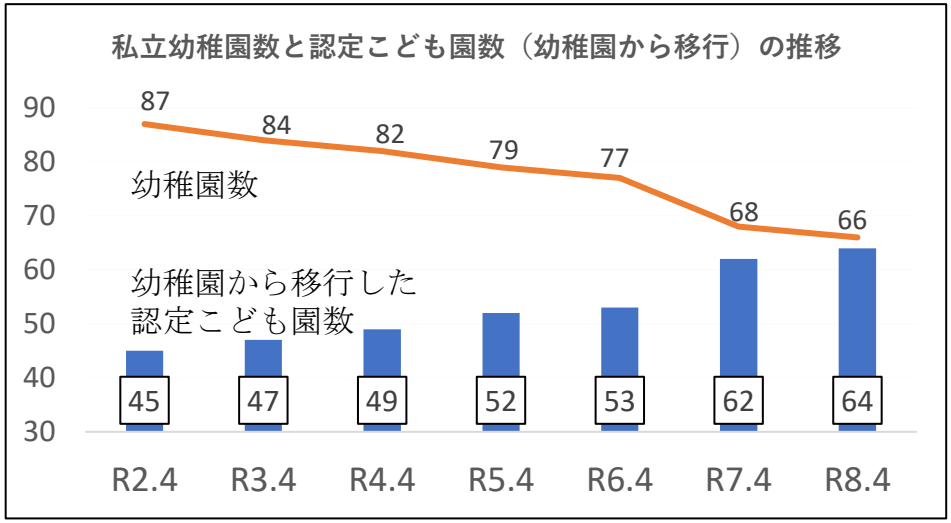

- 説明会の開催等移行をサポート
- 十分な相談期間の確保

引き続き、**私立幼稚園へ認定こども園移行の働きかけ**を行っていく

３　一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の実施

＜事業内容＞

第2子無償化および所得制限撤廃で増加する保育ニーズに対応するため、1・2歳児の受け皿の確保を目的に、私立幼稚園で原則8～11時間の預かり保育を実施

＜令和7年度からの拡充内容＞

①　1歳児の運営補助単価の引き上げ

1歳児は2歳児よりも保育士の手がかかる場面が多いが、国の制度では、**1歳児より2歳児の運営補助単価が高く設定されている**ことから、1歳児の運営補助単価を**市独自で2歳児と同額に引き上げる**

補助単価	年間利用1,500人以上	年間利用1,500人未満
2歳児	2,650円	2,250円
1歳児	2,650円（※）	2,250円

（※）国基準単価2,250円＋市単費400円

②　要支援児の受け入れ体制への支援

国制度では、要支援児の受け入れに対する補助設定がないことから、**要支援児の受入に際して必要となる職員加配の人件費補助を市独自に創設**

補助単価	重度	重度以外（３：１）	重度以外（２：１）	重度以外（１：１）
１人あたり月額	233,400円	122,200円	116,700円	116,700円

＜開設(予定)数＞

年度	開設（予定）数	
令和７年度	５園	定員：４５人（２歳児：３８人、１歳児：７人）
令和８年度	２園（予定）	定員：１５人（２歳児：１３人、１歳児：２人）

1、2歳児の受入枠の拡大に向けて、私立幼稚園に対して幼稚園型Ⅱにかかる制度周知を行う等、引き続き実施事業者の確保に取り組んでいく。

４　地域型保育事業所における連携施設確保の状況（撤退防止対策）

地域型保育事業所については、待機児童の多い０～２歳児の受け皿として設置促進してきたが、卒園後の３歳児の受け入れ連携施設の確保ができないことで入所児童数が減少し、撤退する事業所が発生していたことから、撤退防止対策を講じてきた。

◆昨年度の連携施設の確保に関する国への提案・要望状況

昨年度までの課題

認可要件である連携施設の３項目をすべての事業所において確保する必要があるが、経過措置期間終了（令和６年度末）までに達成は困難

国への提案・要望内容

・連携施設の確保の経過措置期間の延長

・保育内容の支援において、地域型保育事業同士が連携施設として相互に協力を可能とすること

実現した内容

・経過措置期間が令和11年度末まで延長

・令和７年４月から保育内容の支援について、小規模保育事業者も連携施設になることが可能となる要件緩和

◆連携施設の確保の推移（項目別）

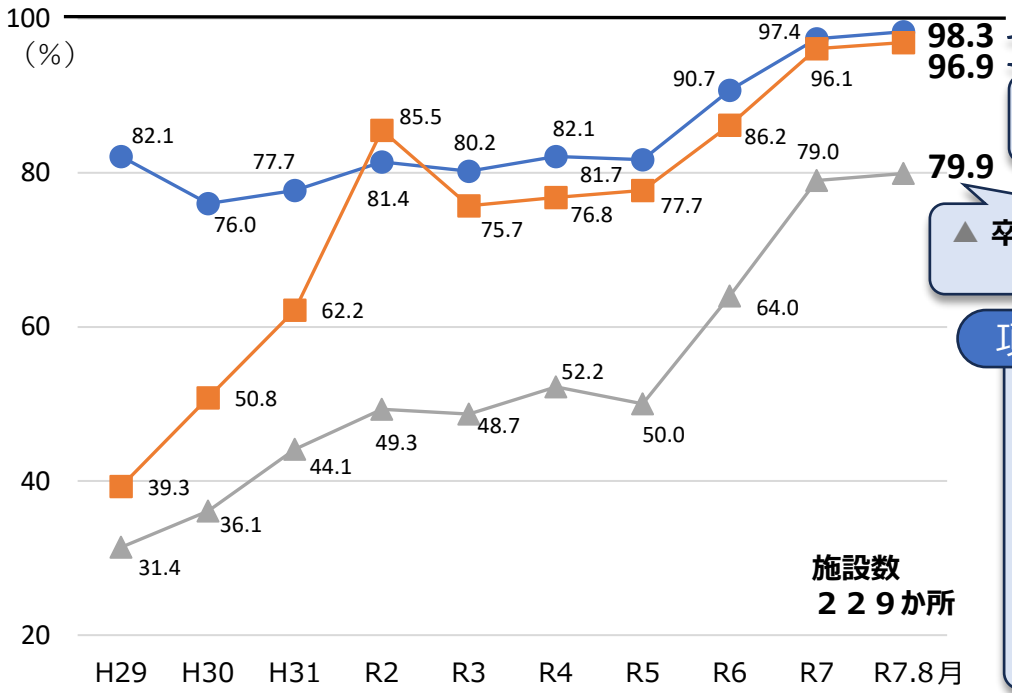

● **保育内容の支援**　２２５か所
うち、要件緩和を活用　１か所

■ **代替保育の提供**
２２２か所

▲ **卒園児の受皿確保**
１８３か所

３項目の完全合意ができていない事業所数　４７か所

（うち、卒園児の受け皿確保の合意ができていない事業所数は　４６か所）

項目別の現状と今後の検討課題

➤「保育内容の支援」、「代替保育の提供」
連携施設の確保は着実に進んでおり、要件の緩和によりすべての事業所において、確保できることが見えてきた。

➤「卒園児の受皿確保」
本市独自交付金や本市主導のマッチングなどにより、一定の成果はあげているものの、約２割が確保できていない。確保には課題もあることから延長された経過措置期間中にすべての事業所において確保できるよう新たな方法を検討していく必要がある。

（5）保育人材確保の取組みについて

資料６

①　保育人材確保対策事業の執行状況

（主な事業を抜粋）

	事業名	事業開始年度	R3年度実績	R4年度実績	R5年度実績	R6年度実績
直接的な人材確保策	新規採用者向け　保育士宿舎借り上げ支援事業（※1）	H28	1,697人	1,782人	1,859人	1,988人
	新規採用者向け　新規採用保育士特別給付に係る補助事業　令和5年度末廃止　市独自	H28	1,623人	1,557人	1,640人	
	新規採用者向け　保育士ウェルカム事業　令和5年度末廃止　市独自	R1	200人	190人	217人	
	保育士等の子どもの優先入所（次年度の4月入所の利用調整における適用人数）	H29	305人	290人	321人	285人
	保育士・保育所等支援センター　上段は斡旋数、下段（　）はマッチング数	H25	193人（97人）	161人（79人）	178人（77人）	132人（58人）
	保育士定着支援事業　市独自	R5			3,085人	7,185人
保育士の負担軽減策	保育所等におけるICT化の推進（H28に全施設を対象に補助。H30以降は新設園が補助対象）	H28	11箇所	10箇所	8箇所	12箇所
	保育補助者雇上げ強化事業（※2）	H30	317箇所	365箇所	385箇所	409箇所
	保育体制強化事業（①保育支援者の配置　②園外活動時の見守り等　③スポット支援員の配置）	H30	①　298箇所 ②　214箇所 ③　－ 計　512箇所	①　334箇所 ②　242箇所 ③　－ 計　576箇所	①　352箇所 ②　275箇所 ③　155箇所 計　782箇所	①　355箇所 ②　285箇所 ③　221箇所 計　861箇所
	保育士働き方改革推進事業（①有給休暇取得促進　②完全週休二日制の導入）　市独自	R2	①　212箇所	①　265箇所	①　340箇所	①　349箇所
	保育士働き方改革推進事業（①有給休暇取得促進　②完全週休二日制の導入）	R6				②　280箇所
	保育士働き方改革推進事業（①有給休暇取得促進　②完全週休二日制の導入）		212箇所	265箇所	340箇所	計　629箇所
	0歳児途中入所対策事業　市独自	R6				303箇所
	1歳児保育対策事業　市独自	R6				607箇所
合計			5,070件（4,974件）	5,196件（5,114件）	8,815件（8,714件）	12,411件（12,966件）

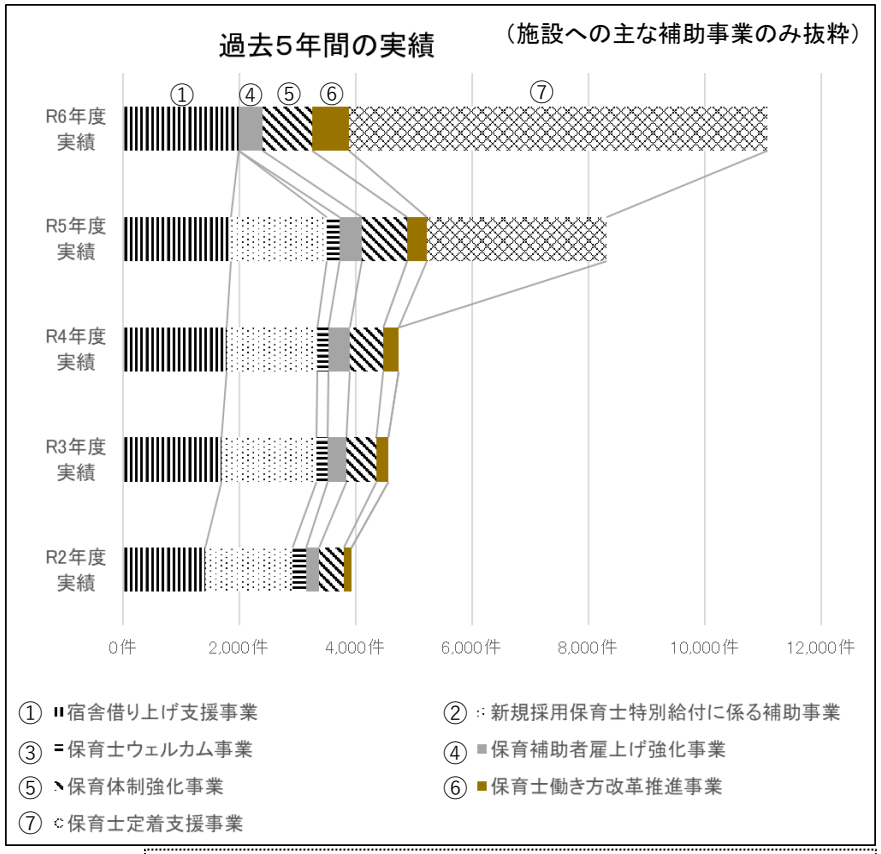

（※）は国における令和7年度以降の保育政策の新たな方向性に基づき、要件の見直しが示されている
（※1）補助基準額（現行6.6万円）や1人1回限りの適用とする要件などの見直し予定
（※2）保育補助者の経験年数に応じた補助基準額が新たに設定される予定

保育人材確保対策事業　予算額	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	3,820百万円	4,709百万円	5,367百万円（補正後）	10,223百万円	9,703百万円

年々実績数は増加しており、令和6年度新規事業も広く活用されている

② 保育人材確保対策事業に関するアンケート調査結果（令和７年度実施）

・令和7年4月1日現在で認可を受けている保育施設を対象に実施　回答数：737施設中673施設（回答率：91.3%）

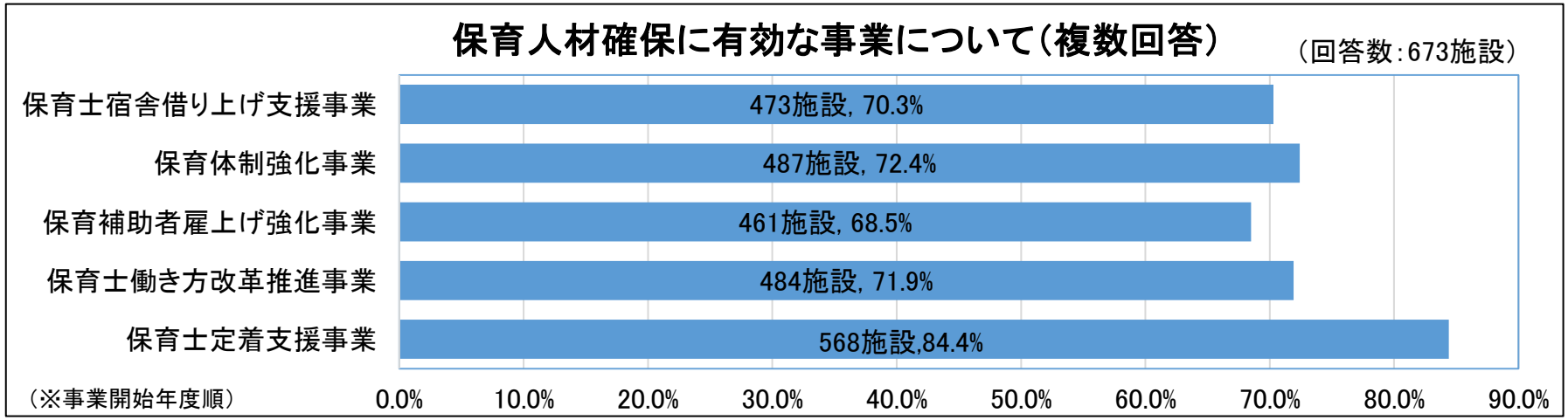

本市の人材確保対策事業に関する主な意見

保育士宿舎借り上げ支援事業	利用率が非常に高く、継続雇用や離職防止には最も効果があり、必須である。 制度を活用することで、地方出身の保育士雇用に大きく寄与しており、人材を確保するための生命線となっている。
保育体制強化事業 保育補助者雇上げ強化事業	無資格者が子育て支援員資格を取得し、保育補助など園で活躍することで、保育士資格の取得のきっかけにもなる。
保育士定着支援事業	一時金で保育士の満足度や士気はかなり上がった。継続して働くことの意識も向上した。
人材確保全般	保育士を支える職員として、職種や常勤・非常勤などに関係なく対象にしてほしい。

令和6年度に再構築した保育人材確保対策事業も含め、保育施設からは一定の評価を得ている

③　本市の民間保育施設における職員数の状況

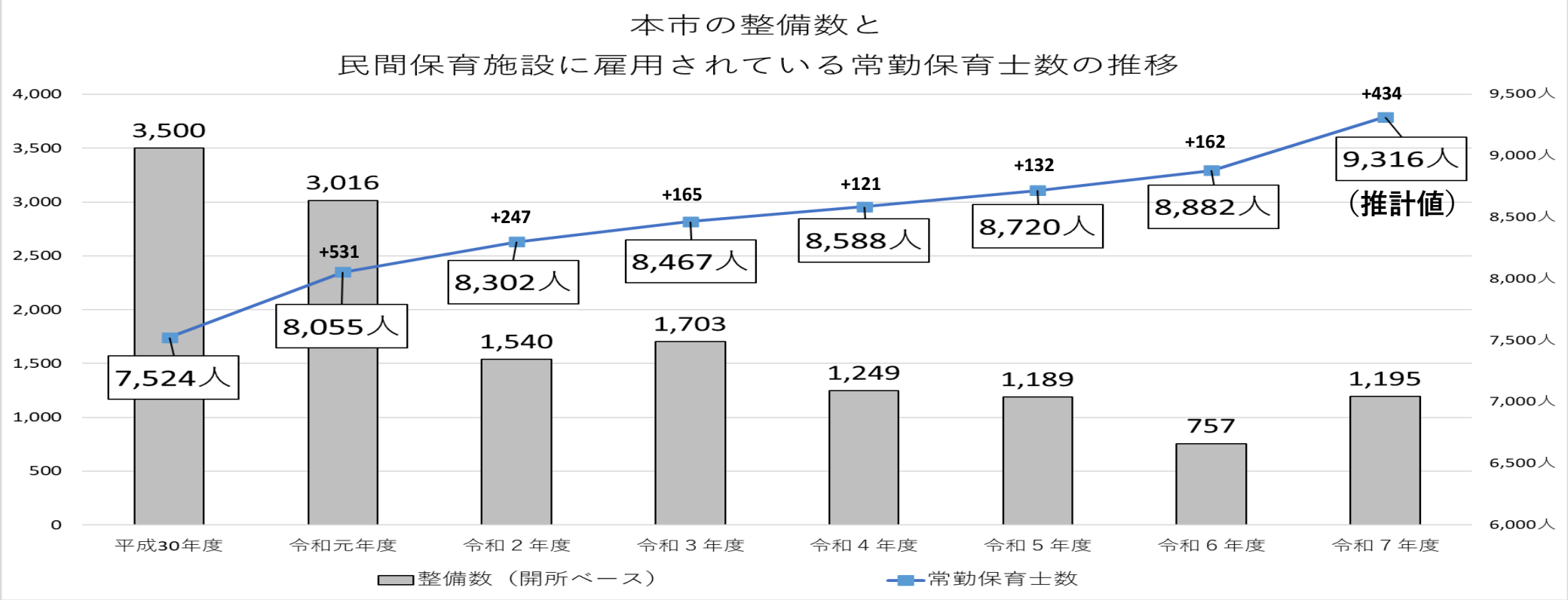

＊整備数（開所ベース）は、前年4月2日～当年4月1日に開所した施設の入所枠の総数
＊保育士数は、H30～R1は、処遇改善等加算の認定を受けた保育士・保育教諭数（各年4月1日現在）
R2は、処遇改善等加算および保育士働き方改革推進事業の認定を受けた保育士・保育教諭数（4月1日現在）
R3～R6は、月次利用報告書（4月分）提出数からの集計　**R7は、月次利用報告書（4月分）提出数からの推計（8月7日現在）**

入所枠の維持・確保には人材確保が不可欠であり、集中取組期間（R6・7年度）における人材確保対策の効果が現れていることから、当面の間はこれらの取組みを継続する必要がある

④　保育士の現状について

○保育士の有効求人倍率の状況

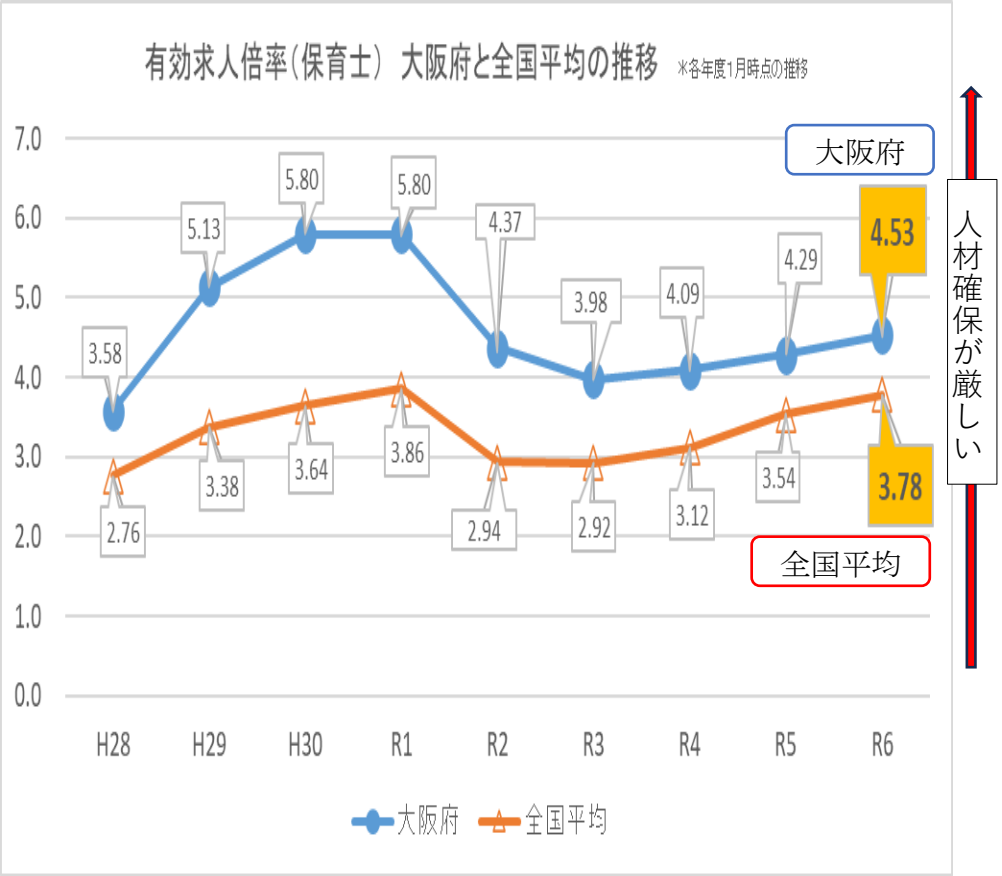

○保育士の離職率の状況

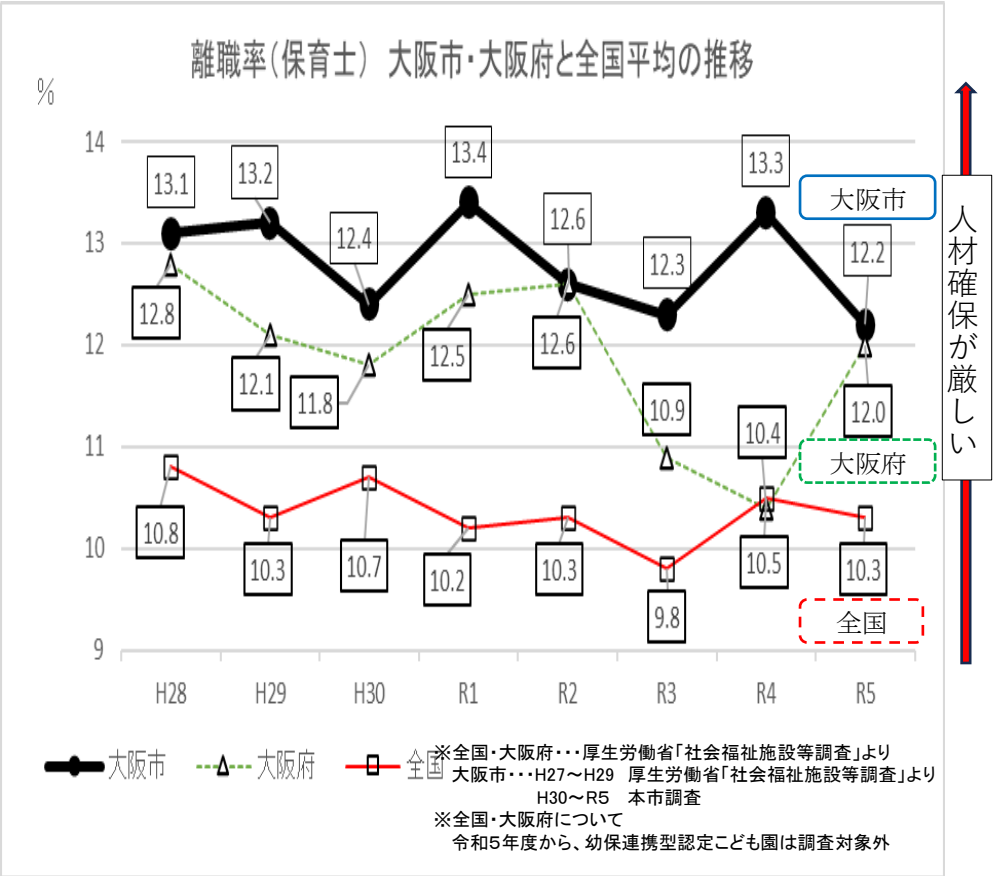

- 有効求人倍率はコロナ禍で減少傾向にあったが、その後は上昇傾向が続いており、全国平均と比べて高い状況が続いている
- 離職率は全国平均と比べてなお高い水準となっている

➡　保育士確保は厳しさを増している

⑤　保育士養成校の状況

○市内における保育士養成校の入学定員

・保育士養成校のうち、短大の定員数が急激に減少している

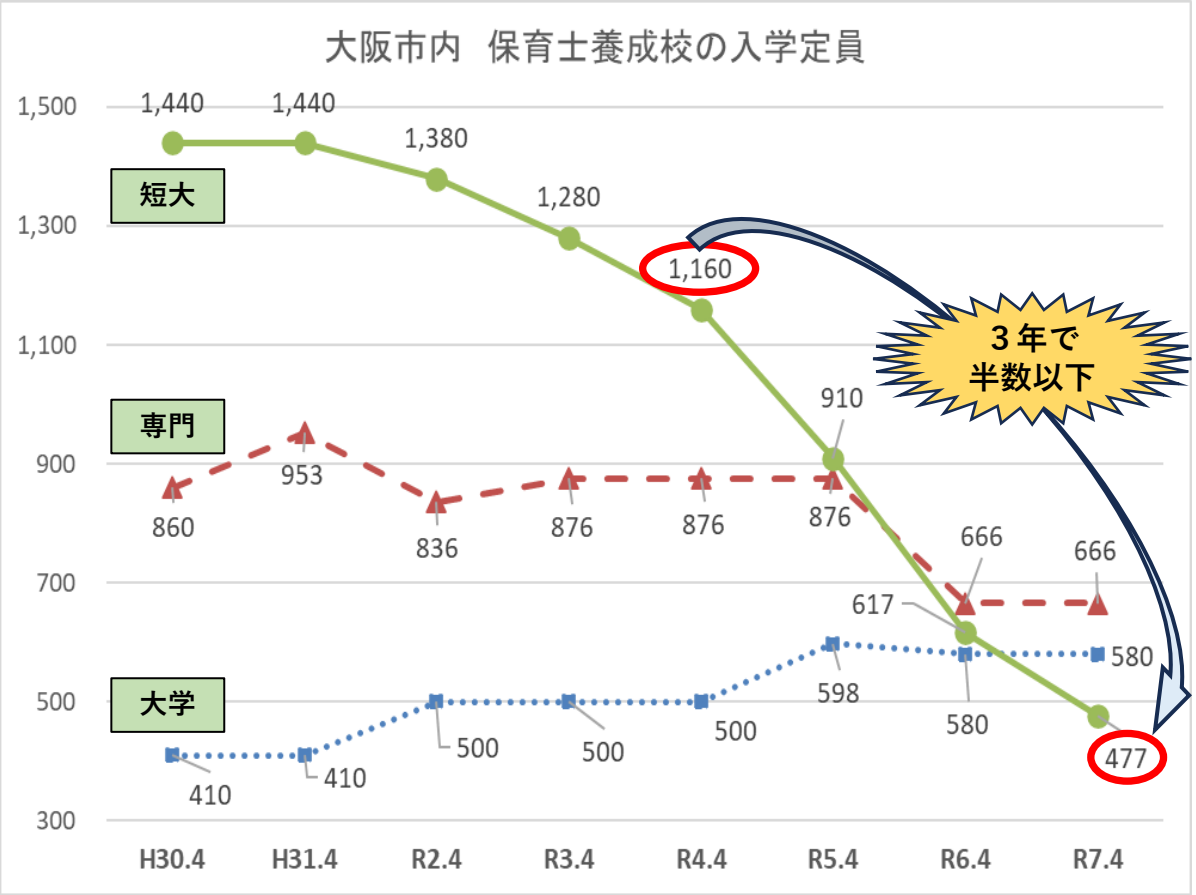

入学定員	大学	専門	短大	合計
H30.4	410	860	1,440	2,710
H31.4	410	953	1,440	2,803
R2.4	500	836	1,380	2,716
R3.4	500	876	1,280	2,656
R4.4	500	876	1,160	2,536
R5.4	598	876	910	2,384
R6.4	580	666	617	1,863
R7.4	580	666	477	1,723

民間保育施設で働く保育士数は増加傾向にあるものの、市内養成校の定員が近年大きく減少し、
特に新卒保育士の確保は今後ますます困難な状況となることから、保育人材の確保は一層厳しくなる

（６）　保育所等における障がい児の受入れについて

資料７

①　障がい児の待機児童数の推移

- これまで、障がい児（医療的ケアを必要とする児童を含む）の受け入れ児童数が年々増加する中、加配職員の不足が原因で障がい児の受け入れ体制が整わず、障がい児が待機児童になる例があった。

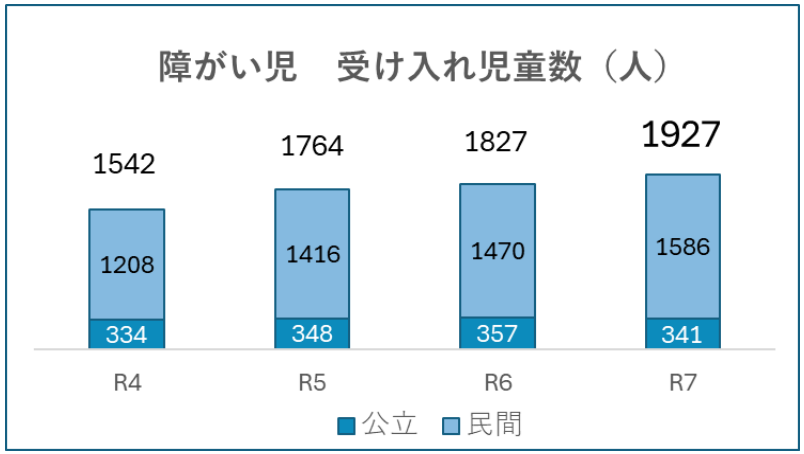

※令和４年度までは、補助金申請ベース
令和５年度からは、より実態を把握するため、施設調査による人数

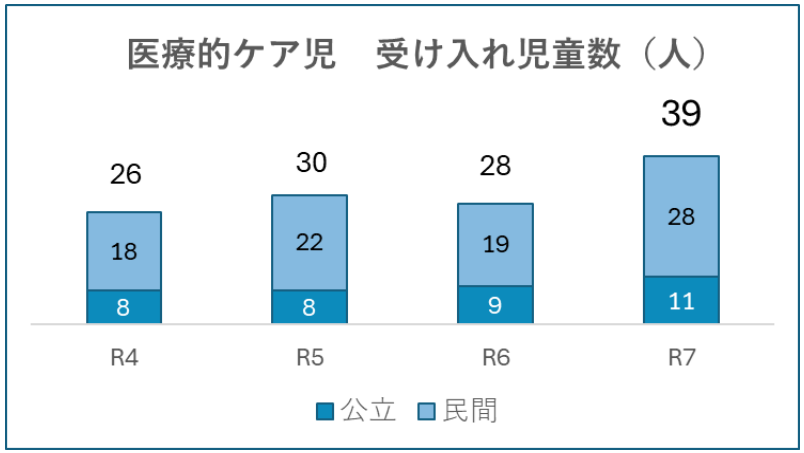

※新規入所児童数は15人と昨年度より４人増加しており、医療的ケア児の保育ニーズは引き続き増加傾向にある。

障がい児の待機児童を解消するため、受け入れ促進に向けた取り組みを進めてきた

- その結果、令和７年４月１日に大阪市として初めて障がい児の待機児童が０人となった。

	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1
待機児童数	4人	4人	2人	0人
うち障がい児	2人	3人	1人	0人
うち医療的ケア児	2人	1人	0人	0人

②　待機児童解消に向けた令和６年度と今後の取り組み内容

■民間保育施設等における受け入れ促進

・人件費助成及び物品購入助成の継続実施

・医療的ケア児対応看護師にかかる人件費助成制度の保育標準時間認定（11時間）対応（Ｒ６新規）

■公立保育所における対応職員の確保

・受け入れ児童数に見合う加配保育士の確保

⇒ 令和６年度実績　本務：129人　任期付：12人　合計：141人

・医療的ケア児対応看護師の確保

⇒ 令和６年度実績　本務：　10人　任期付：　1人　合計：　11人

- 現在の取り組みが障がい児の受入れ促進に効果が出ていることから、今後も継続して取り組みを行う必要がある。
- 障がい児（医療的ケア児を含む）の受入れについては、障がいの程度により様々な対応が必要となり、そのスキル不足による不安が大きいことから、民間保育施設等に対して、受入れ促進に向けた研修の実施や相談支援等の充実を図る。

（7）こども誰でも通園制度の現状と今後について

資料８

①　こども誰でも通園制度の実施状況

制度概要（令和７年度事業）

【利用対象者】
生後6か月から満3歳未満のこども
ただし、保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用しているこどもを除く。

【利用可能時間数】
こども１人あたり1か月10時間まで

【利用方式】
定期利用又は柔軟利用

【利用料】
こども１人１時間あたり300円　生活保護世帯、市民税非課税世帯は減免制度あり

【設備運営基準】
本市制定の条例に基づく（保育従事者の1/2以上は保育士）

【補助額】
こども１人１時間あたり　0歳児1,300円　1歳児1,100円　2歳児900円
障がい児の場合は400円、医療的ケア児の場合は2,400円加算
事務費加算120円

【（参考）令和６年度からの主な変更内容】

	令和6年度	令和7年度
補助額	850円 ※０歳児は大阪市独自で160円加算	０歳児：1,300円 １歳児：1,100円 ２歳児：900円
利用方式（※）	定期利用のみ	定期利用又は柔軟利用

（※）定期利用…利用する園、月、曜日や時間を固定する
　　柔軟利用…　　〃　　を固定しない

本市における実施状況（令和７年10月実施予定分含む）

施設所在区は24区中13区（令和６年度試行的事業は、17施設、649人分の利用枠）

施設類型別集計		保育所	認定こども園	幼稚園	小規模	その他	計	内訳 0歳児	内訳 1歳児	内訳 2歳児
施設数		7	14	1	1	1	**24**			
利用枠（人）	定期利用	389	455	30	11	0	885	201	317	367
	柔軟利用	0	30	0	0	17	47	0	5	5
								37		
	計	389	485	30	11	17	**932**			

（参考）７月時点の状況（施設数：16か所）

	0歳児	1歳児	2歳児	計
利用枠（人）	159	255	311	725
利用者数	70	90	101	261
登録こども数	142	148	116	406

②　こども誰でも通園制度の本格実施に向けたスケジュール

令和６年度	令和７年度	令和８年度
○　**制度の本格実施を見据えた試行的事業** ・115自治体に内示（令和６年４月26日現在） ・補助基準上一人当たり「月10時間」を上限	○　**法律上制度化し、実施自治体数を拡充** ・法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ	○　**法律に基づく新たな給付制度** ・全自治体で実施（※経過措置あり） ・国が定める月一定時間までの利用枠

○令和７年度の予定

・令和７年度事業に関すること

10月１日　　新規事業所認可、事業開始
（24施設で事業実施予定）

・令和８年度事業に関すること

10月～12月頃　令和８年４月開始に向けた事業者募集、選定手続き
12月頃　事業者確認のための条例制定
１月以降　事業者確認手続き
利用者に対する給付認定手続き
本格実施に向け必要な法定手続
※秋頃に公布予定の内閣府令に基づき実施
４月１日　新規事業所認可、事業開始
（全24区にて事業実施をめざす）

③　こども誰でも通園制度の施設数増加に向けた取組

○利用者の主な意見

・こどもを預かってもらえる場所ができて、大変ありがたい。
・親子が離れる経験をすることで、こどもの成長を感じた。
・近隣に施設が少なく、もっと多くの施設で実施して欲しい。

○事業者の主な意見

・委託料を増額して運営するメリットを出してほしい。
・保育士不足を解消するために待遇改善してほしい。
・事務負担が膨大である。
・保護者はリフレッシュでき、虐待防止・引きこもり防止にも一役買うと思う。

○課題

・令和６年度より施設数及び利用枠は増加しているものの、令和７年10月１日時点では実施施設がない区もあり、大阪市内全域におけるこども誰でも通園制度の利用ニーズへの対応が必要。

○国への要望

・国家予算要望や指定都市市長会等において、国に対してこども誰でも通園制度に関する要望を実施。
【要望内容】
　歳児別単価の増額や賃借料に対する恒常的な支援等、安定した事業運営ができる新たな給付制度となるよう財政措置の充実を要望。

○本市の対応方針

・実施施設がない区の解消に向け、事業者募集の拡大の取組が必要。

（8） 保育料無償化について

資料９

① 第２子保育料無償化等による影響

１・２歳児の保育ニーズ率の推移について（各年４月１日現在）

昨年度時点の見込みよりは減少したが、近年の保育ニーズ率の増加（R4～：＋2.1%/年)を上回る**前年＋3.2%**の増加であった。
なお、他都市事例から**実施２年後も保育ニーズ率の増加**が見込まれるので、引き続き対策を行っていく必要がある。

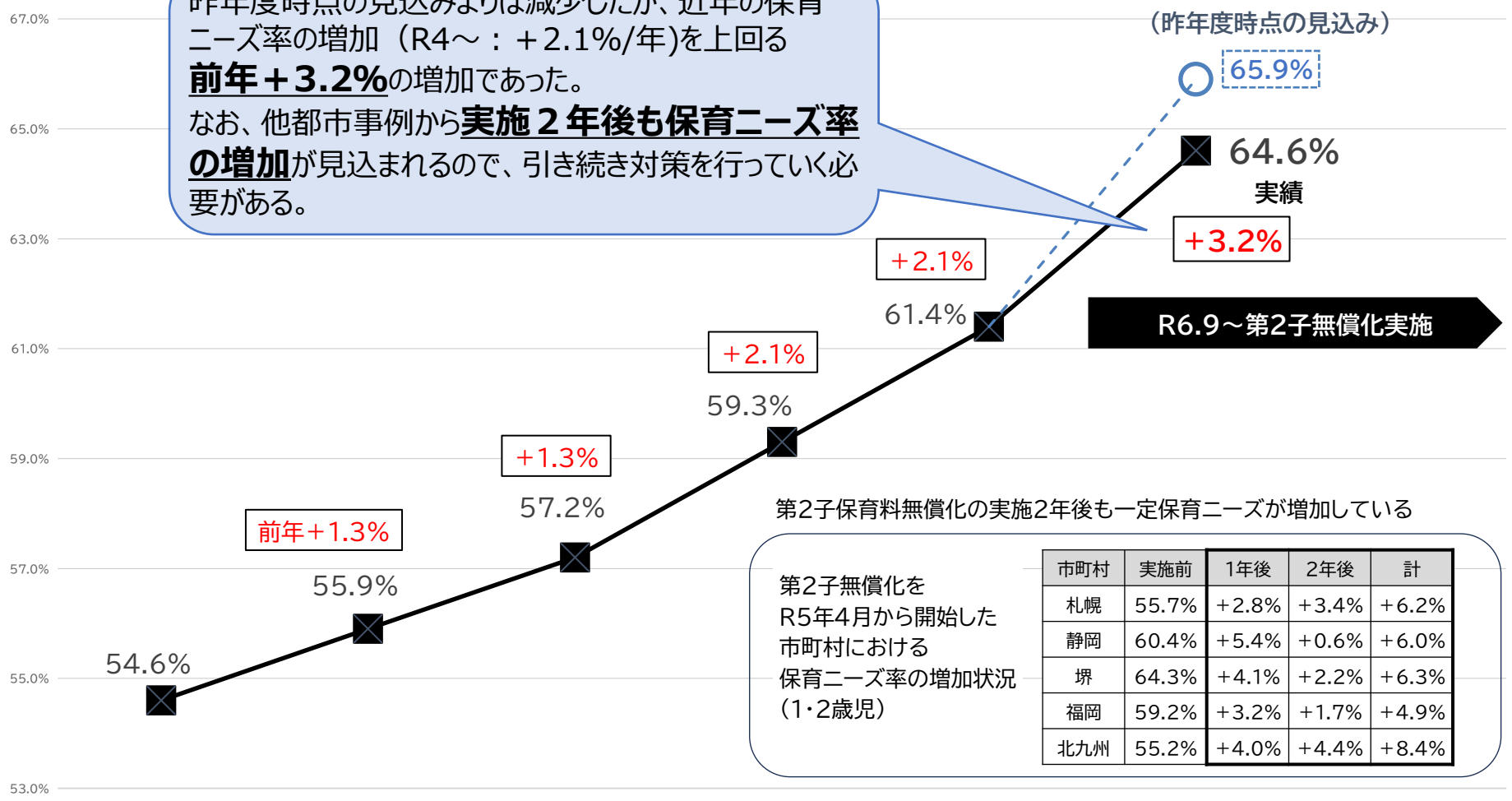

第2子保育料無償化の実施2年後も一定保育ニーズが増加している

第2子無償化を
R5年4月から開始した
市町村における
保育ニーズ率の増加状況
（1･2歳児）

市町村	実施前	1年後	2年後	計
札幌	55.7%	+2.8%	+3.4%	+6.2%
静岡	60.4%	+5.4%	+0.6%	+6.0%
堺	64.3%	+4.1%	+2.2%	+6.3%
福岡	59.2%	+3.2%	+1.7%	+4.9%
北九州	55.2%	+4.0%	+4.4%	+8.4%

② 第１子保育料無償化を実施した場合の保育ニーズ率の増加について

第２１回（R6.8.28）資料より

大阪市民を対象としたニーズ調査で、保育施設を利用していない第1子で0歳～2歳の保護者に、保育料が無料になった場合の保育施設の利用希望を質問したところ、**10%程度保育ニーズ率が増加**することが見込まれた

利用を希望される方が
すべて申し込んでくるとすると

保育ニーズに与える影響は非常に大きい

【今後の対策について】

- 保育を必要とする人が入所できる環境を確保
  → **さらなる「保育の受け皿確保」**が必要
- 子育ての形は千差万別であり、在宅児等への育児支援が充実すれば、在宅での子育てを希望する人も一定数存在
  → **「在宅等育児への支援」の充実・拡大**が必要

引き続き、就学前児童数や待機・利用保留児童数、整備数、保育人材確保状況等**今後の保育ニーズの動向を注視**していく

令和8年度予算編成過程において

総合的に判断

③　第１子保育料無償化にあたって注視すべき項目の動向等について

1　就学前児童数

大阪市の令和５年度　年齢（５歳階級）別転入超過者・転出超過者数・構成比

※「第９回大阪市人口移動要因調査報告書」より作成

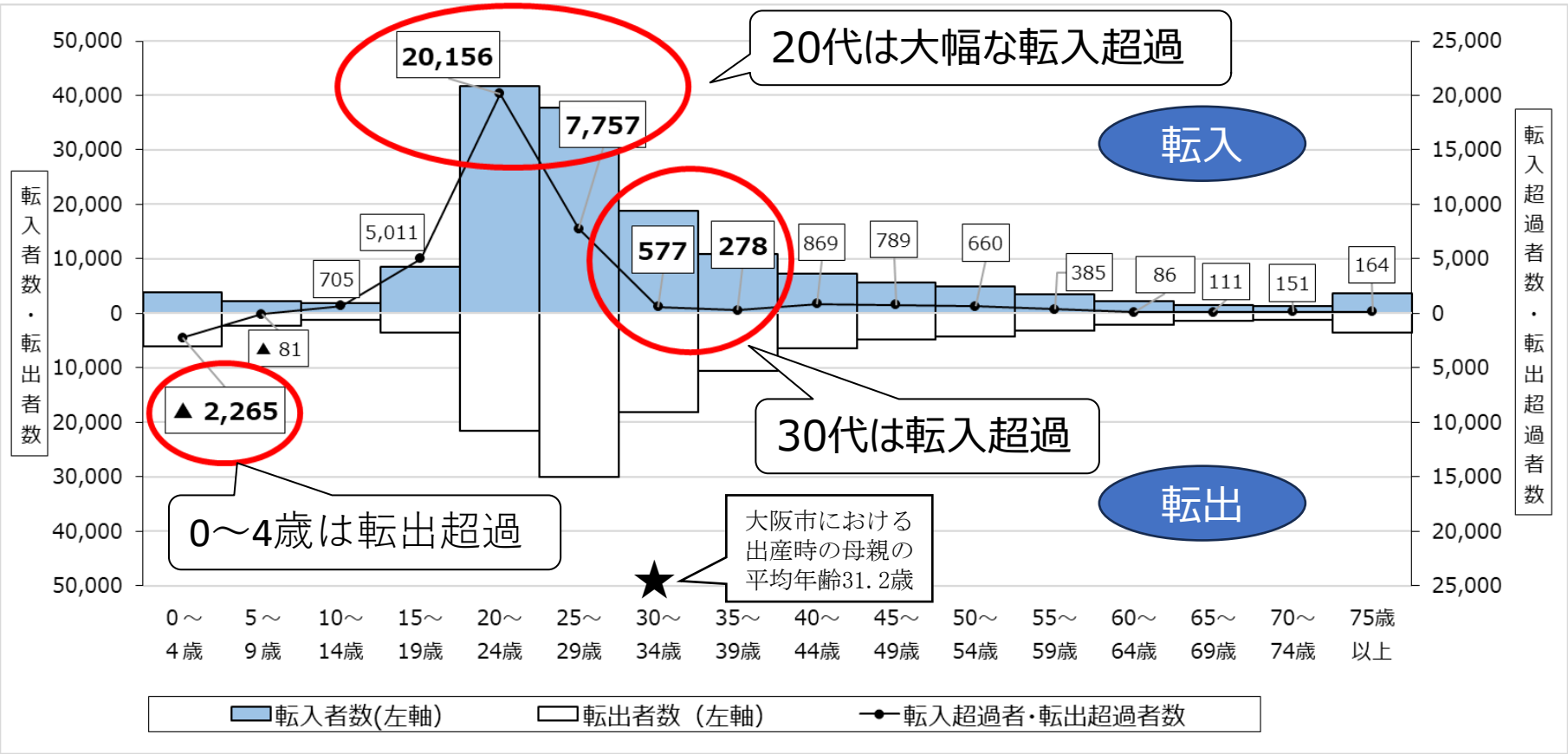

- 就学前児童数については、年々減少傾向。（P3「資料2②就学前児童数・保育ニーズの推移(各年4月1日)」参照）
- 一方、近年、転入超過による20～30代の人口増加があり、今後、児童数が増加する可能性がある。

- 大阪市の転入超過者数・転出超過者数の推移（0～4歳、30～34歳の抜粋）　※「大阪市の推計人口年報」より作成

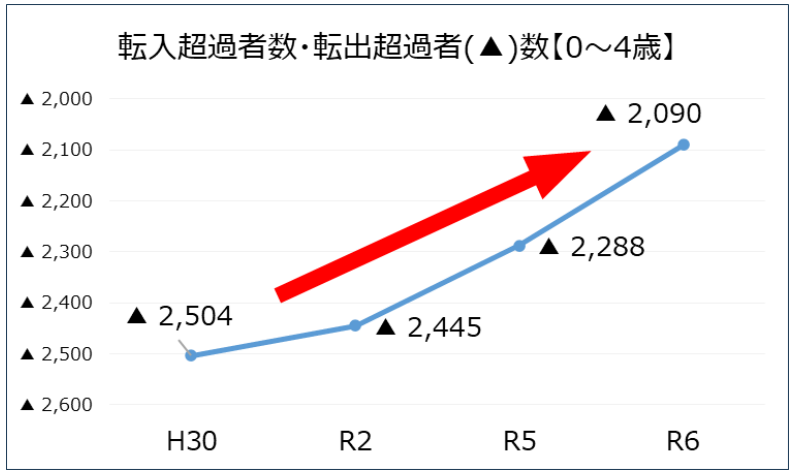

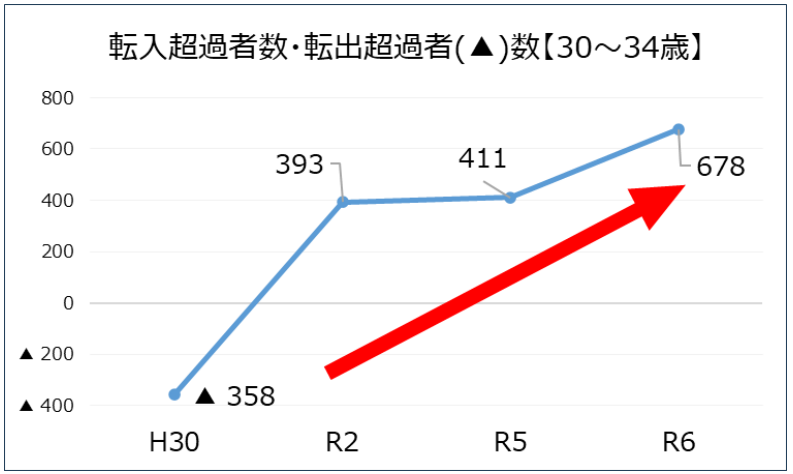

- 0～4歳は、転出超過の傾向が小さくなっていて、30～34歳では、転出超過から転入超過に転じている。
- 今後さらに転出時期が遅くなり、0～4歳児が増える可能性を否定できない。

- 大阪市の婚姻数・妊娠届出数の状況

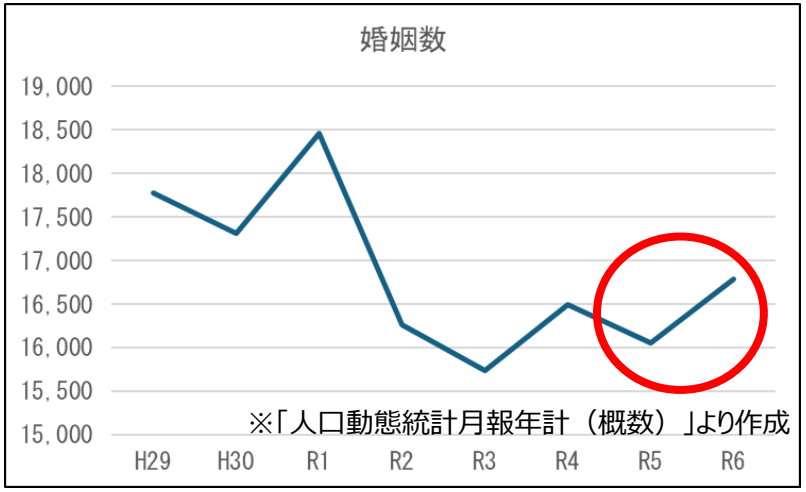

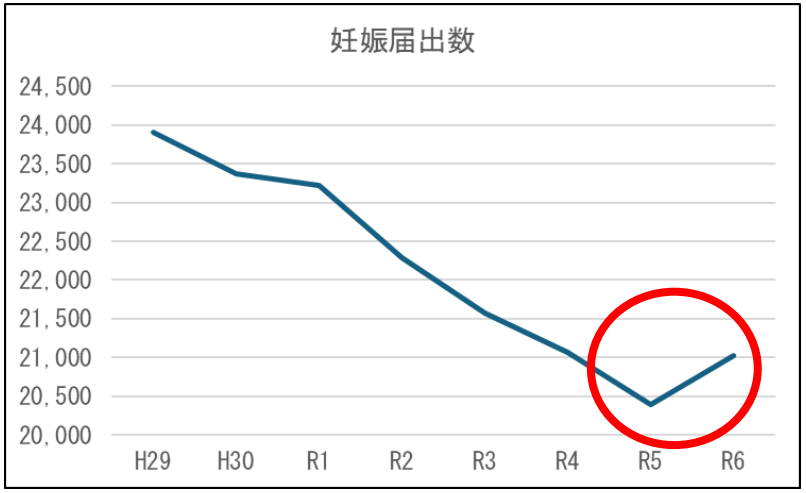

- 婚姻数と妊娠届出数は、共に減少傾向にあったが、令和6年度は増加に転じている。
- 今後、婚姻が増えると、妊娠機会が増加することも想定されるため、そういった状況が続けば、0歳児の人口回復も見込まれる。

2 待機児童を含む利用保留児童

待機児童数、利用保留児童数の推移（0-2歳・単位：人）

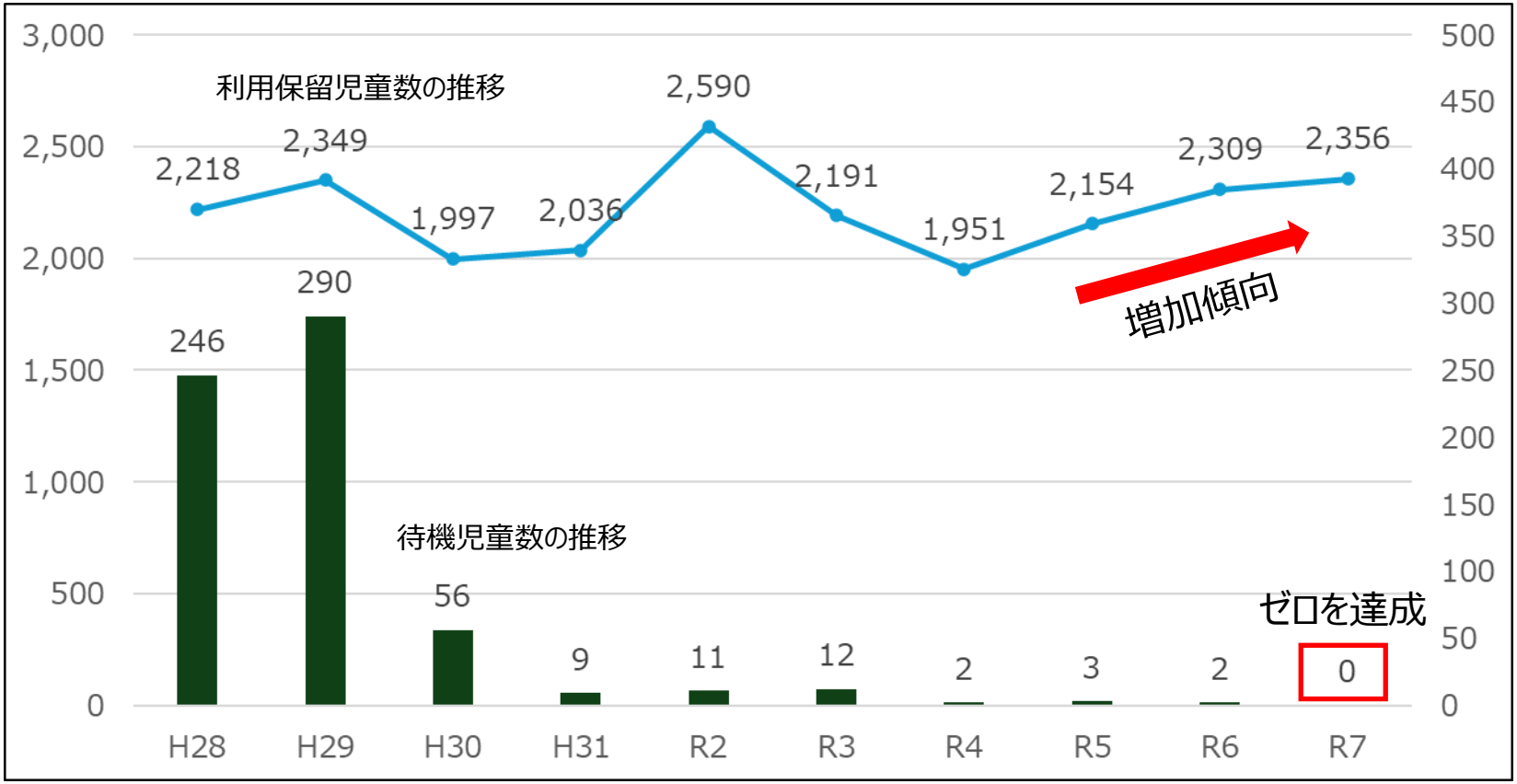

- 保育の利用を希望する割合（保育ニーズ率）は毎年増加しているが、「保育施設整備」や「保育人材確保」の効果と、「就学前児童数の減少」などの影響もあって、待機児童は初めてゼロを達成した。
  しかし、近年は、利用保留児童数の増加傾向が続いている。
- 今後も、就学前児童数の減少が緩やか（または増加）になることも想定し、待機児童ゼロを維持しながら利用保留児童を解消していくため、入所枠確保の取り組みを引き続き進める必要がある。

3　保育施設整備・保育人材確保対策の動向

- 保育施設整備

  現在実施している応募促進策や、既存施設を活用した入所枠確保対策の効果もあり、**集中取組期間の1年目は、例年以上に入所枠を確保**することができた。特に新規施設募集については、応募数の増加に繋がったが、**2年目の令和7年度は、保育所に適した用地・物件の不足等の影響もあって応募数が減少**しており、この傾向は今後も継続する可能性が高い。

- 保育人材確保

  様々な保育人材確保策の取組みにより**保育士確保については、一定の効果は現れている**が、保育士の有効求人倍率や離職率は、全国平均に比べて高い状況にあり、人材確保が厳しい状況は続いている。また、**保育士養成校である短大の入学定員が特にここ3年で半減するなど、新卒者の採用はますます困難となるなど、保育人材確保は引き続き厳しさを増している**。

待機児童ゼロを維持しながら利用保留児童を解消していくため、入所枠確保に有効な保育施設整備や保育人材確保の取り組みは、令和8年度以降も集中的な取り組みを継続していく必要がある。

課題

これまで以上に効果を上げることが厳しい要因も明らかになっており、既存施設も最大限活用し、入所枠を確保する手法のさらなる検討も必要

今回の待機児童解消特別チーム会議で確認した内容を踏まえたうえで、待機児童数、利用保留児童数、就学前児童数の推移、整備数、保育人材確保数に加え、令和8年4月に向けた利用申込の動向なども含めて、引き続き保育を必要とする人が入所できる環境の確保状況について注視していく。

➡ 令和8年度予算編成過程において、第1子保育料の無償化を総合的に判断